

住宅用火災警報器を設置し 災害を未然に防ぎましょう

消防法及び佐賀中部広域連合火災予防条例の改正により、一般住宅や共同住宅（自動火災報知設備が設置されているものを除く）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅火災の早期発見・早期避難に住 宅用火災警報器が有効です

これは、住宅火災における死者の数が年々増加していることや、今後進展する高齢化社会とともに、死者がさらに増加することも懸念されることから義務化されたものです。



亡くなった人のうち、7割の人が「逃げ遅れ」が原因で命を落とさされている事実があり、また、「逃げ遅れ」が多い理由として夜中就寝中に火災が発生している例が多いことも原因となっています。この住宅火災による全国の死者数は5年連続して1、000人を超えています。火災を早期に発見するためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。

設置時期

平成18年6月1日を基準日とし、新築・既存を問わず設置が義務付けられました。

新築

新築された日から設置しなければなりません。

既存

平成23年5月31日までに設置してください。

住宅用火災警報器とは

火災による熱や煙を感知して、音声や警報音で異常を知らせる機器です。

住宅用火災警報器は、大きく分けると「煙」に反応するタイプ（煙式）と「熱」に反応するタイプ（熱式）の2種類があります。

皆さんの自宅に設置していただく住宅用火災警報器は、「煙式」となります。

*台所に任意で設置をされる場合は、「熱式」を設置しましょう。台所に煙式を設置した場合、調理（魚焼き）などの煙で誤作動を起こす可能性があります。



※日本消防検定協会のマークが表示されているものをお勧めします。

設置場所

寝室

普段、就寝に使っている部屋に設置します。例えば、日中、居間として用いている居室に就寝時に布団を敷いている場合も必要となります。

階段

寝室がある階の階段上部に設置します。



設置例

悪質な訪問販売に注意!!

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、訪問販売等の悪質な業者によるトラブルに注意が必要です。

佐賀広域消防局管内でも、消火器や住宅用火災警報器を高額で売りつける訪問販売が発生しています。特に、高齢者や一人暮らしの家庭が狙われ、「消防法の改正で住宅用火災警報器を設置しないと法律で罰せられる」と、消防や市役所職員を装って購入を迫ってきます。

消防署や市役所から物品の販売に伺うことはありませんので、このような訪問販売には十分ご注意ください。



問い合わせ

佐賀広域消防局
多久消防署予防指導課

☎ 75-21191